

まちづくりの基本原則と主体について

市民主役の条例

市民が主役となつたまちづくり	どの市民にポイントを置いた事業か
皆の為の自治	市民の参加と参画
市民が共感	市民の意思（志）

自主性と権利を保障

市民の自立	自主性を尊重 (参加個人・団体)
市民の権利	個人を尊重する
人権の保障	個性・能力が十分に発揮されること
市民自治活動を担う団体は民主的かつ自主的運営を行う	相互平等

メジャーテーマ

時代に対応した自治	TPPに対応できる
何ごとも正早安楽に	もどってきたい街づくり (Uターン・Iターン)

自己責任を明確にする

無関心の横行	過半数だけでなく少数意見を取り入れる (51%と49%)
自治会活動に不参加の人がいる	市民が無関心
自治会長の任期が1期(2年)で終わる地域が増えている	仕事が忙しい人は自治には参加しにくい
市民の責任	

Bグループ

情報提供の工夫

共感を得られるあり方

TV、ラジオ、広報、チラシ、HP
(一方向)

ネットで分かる市の情報

行政、議会は市民の負託に基づく事

個人情報と情報共有の区別分け

情報の吸い上げの仕方の工夫

行政、議会は積極的に情報公開をし、市民との間で保有する

必要な時に必要な情報を

提供のあり方
(双方向)

出前・イベント・集会・ワークショップ

議員活動の住民への説明義務化

行政の政策施策の立案及び評価の過程で市民の参加を得ながら進める

市民に対し参加の機会を保障する